

第6期武豊町障がい福祉計画 第2期武豊町障がい児福祉計画 を策定しました



▶ 問合せ 役場福祉課

1 計画策定の背景と趣旨

町では、平成18年に施行された障害者自立支援法により、平成19年3月に武豊町障害福祉計画（第1期）を策定して以降、3年を1期として5期にわたり障がい福祉計画を策定し、平成28年に改正された児童福祉法により、平成30年3月に第1期武豊町障がい児福祉計画を策定してきました。

一方、国においては「障害者基本法」の改正や「第4次障害者基本計画」の策定等、様々な障がい者制度改革が進められてきました。

近年、障がいのある人の重度化・高齢化や価値観の多様化等が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

このような近年の国の障がい者支援関連政策の動向や本町の状況等を踏まえ、障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに第6期武豊町障がい福祉計画および第2期武豊町障がい児福祉計画を一体的に策定しました。

2 計画の位置づけ

項 目	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名 称	第6期武豊町障がい福祉計画	第2期武豊町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性 格	障害福祉サービス、地域生活 支援事業の見込量と提供体制を 確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの 見込量と提供体制を 確保するための計画
計画期間	令和3年度～5年度 (3年間)	令和3年度～5年度 (3年間)



3 基本理念

- 1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 町を基本とする仕組みとサービス対象者への周知
- 3 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 文化芸術活動の推進



▲計画書は、町ホームページで
公表しています